

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業費補助金交付要綱

令和5年6月1日制定

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や原油をはじめとしたエネルギー・原材料価格の高騰などに対応し、経営の継続・発展に取り組む農林水産事業者を支援するため、県内の農林水産事業者が行う青森県農林水産関連物価高騰等対策事業に要する経費及び農業協同組合等が酪農経営者の行う青森県農林水産関連物価高騰等対策事業を補助するのに要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該農林水産事業者及び農業協同組合等に対し、青森県農林水産関連物価高騰等対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助率及び採択要件は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ県の指導を受けた上で、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 事業の内容及び補助金の交付が確実にってから着手すること。
- (2) 交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。
- (3) 交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。
- (4) 提出に当たっては、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめること。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業又は補助金の交付の決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）について、別表に定める重要な変更をする場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。なお、別表に定める重要な変更当該に該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知事の指導を受

けること。

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業若しくは間接補助事業（以下「補助事業等」という。）が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業等（別表の区分の欄の5（1）の事業を除く。）に着手したときは着手届（第4号様式）を、補助事業等が完了したときは完了届（第4号様式）を遅滞なく知事に提出すること。
- (5) 補助事業等の状況、補助事業等の経費の収支その他補助事業等に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を常に良好な状態で管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業等（別表の区分の欄の5（1）の事業を除く。）の成果について、事業実施年度から3年間、各年度における事業成果書（第6号様式）を作成し、事業成果報告書（第7号様式）に添付して、当該各年度の翌年度の6月30日までに知事に提出すること。
- (9) 規則第19条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合においては、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (10) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争入札に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争入札に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができる。
- (11) (10)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止に関する申立書（第8号様式）の提出を求めること。また、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないこと。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金(概算払)請求書(第9号様式)を提出して行うものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在の状況を記載した補助事業状況報告書(第10号様式)を、当該年度の1月15日までに提出して行うものとする。ただし、別表の区分の欄の5の事業については不要とする。

2 前項に定める時期のほか、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の補助事業状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、財産管理台帳の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり20万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附則

この要綱は令和5年6月1日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率	採択要件	重要な変更
共通事項	<p>1 エネルギー・原材料価格の高騰などに対応し、経営の継続・発展を図るために行う、区分の欄の1から5の事業に要する経費</p> <p>2 次の(1)から(6)までに該当する経費は除く。</p> <p>(1)不動産の取得に要する経費</p> <p>(2)事業の期間中に発生した事故・災害の処理に要する経費</p> <p>(3)交付決定前に支出された経費(ただし、要綱第3第3項に基づき、交付決定前着手届を提出した場合を除く。)</p> <p>(4)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税</p> <p>(5)パソコン等本事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械の導入に要する経費</p> <p>(6)その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費</p>	—	—	<p>1 県内に本社又は製造に携わる拠点を有し、県内で事業を実施すること。</p> <p>2 事業実施主体が事業実施年度から翌々年度以内に、交付申請書記載の目標を達成する見込みがあること。</p> <p>3 本事業（区分の欄の5（1）の事業を除く。）に係る下限事業費は20万円とすること。</p> <p>4 導入する設備・資材等については、計画に即した適正な規模・能力であること。</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 補助金の増又は事業費の30%を超える増減</p>

<p>1 施設設備等 支援タイプ</p>	<p>集出荷貯蔵施設や加工処理施設等における洗浄、選果、選別、加工、乾燥、冷凍、冷蔵、包装等の設備（以下「設備等」という。）について、経営コストの低減を図るために行う更新、導入又は改修等に要する経費（更新の際に必要となる既存施設の撤去及び更新若しくは導入又は改修等の際に要する工事等に係る経費を含む。）</p> <p>ただし、省エネ効果の高い設備等については移動式発電機を、選別及び乾燥に係る設備等については穀類に使用するものは除く。</p>	<p>農林漁業者（農林漁業者による加工団体、きのこ生産者を含む。）、農業協同組合、畜産農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の要件を満たした者をいう。以下同じ。）、卸売市場開設者（卸売市場法（昭和22年法律第35号）第4条又は第13条の認定を受けた者をいう。）、卸売業者（卸売市場法第4条又は第13条により認定を受けた卸売市場内において同法第2条第4項に定める業務を行う者をいう。）。</p> <p>なお、農業協同組合、畜産農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合においては連合会を含む。</p> <p>また、卸売市場開設者については市町村を除く。</p>	<p>左の補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額以内の額。</p> <p>ただし、150,000千円を上限とする。</p>	<p>1 農林漁業者においては、青色申告をしていること。</p> <p>ただし、農林漁業者による加工団体又はきのこ生産者については、定款（若しくは規約）及び決算書等で対象となる加工品又はきのこの生産実績が確認できること。</p> <p>2 対象農林水産物等のうち県産の取扱量（卸売市場開設者及び卸売業者にあつては対象農林水産物等）を事業実施前年度より増加させる計画を策定すること。</p> <p>ただし、しいたけについては、国内で植菌され、県内で栽培されたものを県産として取り扱うものとする。</p> <p>3 事業により更新若しくは導入又は改修等を行うことにより、取扱供給量当たりの電力若しくは燃料等の使用量又は労働時間が実施前と比較して削減される計画を作成すること。</p>	
--------------------------	---	---	---	---	--

2 肥料コスト 低減支援タイ プ	肥料コスト低減の取組の定着を図る ために要する次に掲げる経費	農業者、農地所 有適格法人、営農 集団（3戸以上の 農家が組織する団 体で代表の定めが あり、かつ組織及 び運営に関する規 約があるものをい う。以下同じ。）、 農業協同組合、堆 肥製造業者等（県 内に主たる事業所 及び堆肥等の製造 施設を有してお り、肥料の品質の 確保等に関する法 律（昭和25年法律 第127号）に基づき 当該堆肥等の登 録・届出を行って いる又は行うこと が確実と見込まれる 事業者をいう。）			
(1) 適正施 肥の促進対 策	過剰施肥を抑え、肥料費の低減を図 る上で必要な土壌・堆肥分析機器の導 入に要する経費		左の補助対 象経費の合計 額の2分の1 に相当する額 以内の額。 ただし、 50,000千円を 上限とする。	土壌、堆肥の年間分析点数を10%以 上増加させる計画を作成すること。	
(2) 堆肥等 有機物資源 の活用促進 対策	堆肥の利活用を一層推進するために 必要な堆肥製造施設の機能強化及びペ レット堆肥製造機等の導入に要する経 費		左の補助対 象経費の合計 額の2分の1 に相当する額 以内の額。 ただし、 20,000千円を 上限とする。	県産堆肥の利用を基本とし、①～③ のいずれか1項目を実施する計画を作 成すること。 ①堆肥生産量又は出荷量を10%以上増 加。 ②堆肥分析の結果を踏まえ堆肥の散布 面積を10%以上増加、又は化学肥料 の使用量を10%以上低減。 ③製造したペレット製品の県内出荷流 通量を10%以上増加。	

<p>3 施設園芸支援タイプ</p>	<p>施設園芸野菜及び花きのうち、以下の①から⑤のいずれかに該当する品目の生産に係る資材価格や電気料金の高騰による経費負担の軽減を図るために要する次に掲げる経費</p> <p>① 指定産地（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の指定を受けた産地をいう。）及び特定産地（野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記4の第3の2の（2）に基づいて選定した対象産地をいう。）の野菜</p> <p>② ミニトマト</p> <p>③ 夏秋いちご</p> <p>④ 青森県花き振興方策の重要品目及び地域振興品目</p> <p>⑤ 冬の農業の推進品目</p>	<p>認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。）、農業協同組合、農地所有適格法人、営農集団</p>	<p>左の補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額以内の額。ただし、6,250千円を上限とする。</p>	<p>園芸施設共済事業又は損害保険事業等へ加入すること。</p>	
<p>(1) ハウス等導入拡大対策</p>	<p>耐雪型パイプハウスの導入に要する経費</p>			<p>1 ハウス等施設栽培に既に取り組んでいる者については、面積拡大のために耐雪型ハウスをおおむね100坪以上導入すること。</p> <p>2 新たにハウス栽培を開始する者については、複数棟導入すること。</p>	
<p>(2) 環境制御技術・省エネ低コスト機器等導入支援対策</p>	<p>ハウス内の環境制御装置、ビニールハウスの自動開閉装置、自動かん水・施肥装置、LED電照装置、いちご高設栽培システム等の導入に要する経費</p>			<p>生産性向上、省力、低コスト化又は省エネにつながるものであること。</p>	

4 りんご生産 資材支援タイ プ	りんごの生産に係る価格高騰の影響 が大きい支柱及びトレリス並びに経営 コストの削減に資する省力化機械の導 入に要する次に掲げる経費	りんご生産者、り んご生産者が組織す る農地所有適格法 人、農業協同組合、 りんご共同防除組織 等の団体	左の補助対 象経費の合計 額の2分の1 に相当する額 以内の額。	1 わい化栽培等省力的な栽培の導入 により、目標年度（令和7年度）の りんごの経営面積を維持又は拡大す る計画を有すること。	
(1) わい化 栽培・高密 植わい化栽 培導入対策	りんごのわい化栽培、又は高密植わ い化栽培の導入に当たり必要な支柱及 びトレリスの購入価格から次の基準経 費を除いた経費 ＜基準経費＞ ①わい化栽培支柱導入型 10アール当たり350千円 （植栽密度：125本程度） ②わい化栽培トレリス導入型 10アール当たり660千円 （植栽密度：165本程度） ③高密植わい化栽培 10アール当たり990千円 （植栽密度：250本以上）		ただし、 2,670千円を 上限とする。	2 目標年度のわい化栽培面積が1ヘ クタール以上であること。 3 果樹共済制度又は農業経営収入保 険等に参加すること。	
(2) 省力化 機械導入対 策	高所作業台車及び自動草刈機一式 （充電ステーション等を含む。）の導 入に要する経費				

5 畜産経営持続化支援タイプ	酪農及び肉用牛経営を継続するために要する次に掲げる経費				
(1) 酪農経営負担軽減対策	酪農経営の継続に向けた取組を行う酪農経営者に対し、経営負担軽減のために電気料金の上昇分を補助するのに要する経費	農業協同組合等	対象牛1頭当たり4千円定額	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助の対象となる牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項に規定する牛個体識別台帳において令和4年11月1日時点の経産牛（ホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛とする。）とし、対象とする頭数は、令和4年11月1日現在で飼養している頭数を基準とすること。 2 補助の対象となる酪農経営者は、国産粗飼料の利用拡大や生産コスト削減のための酪農生産改善計画（国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要領（令和4年10月7日付け4農畜機第3901号承認）第4の1に基づき作成したものをいう。）を作成し、当該計画に記載した取組を行うこと。 	
(2) 県産粗飼料安定供給対策	公共牧場における草地更新に要する経費（種子費、肥料費、除草剤費、土壌改良資材費、機械借上費、機械運送費、燃料費、労務費等）	公共牧場管理者（市町村を除く）	左の補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額以内の額。ただし、草地更新面積10アール当たり28千円を上限とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 草地更新計画を作成すること。 2 資材等の購入が証明できる書類を整備すること。 3 牧場利用者等の粗飼料自給率向上に努めること。 4 本事業により牧草の生産性を向上させること。 	

第1号様式（第3関係）

番
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業費
補助金交付申請書

令和5年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に
関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙（第1号様式関係）

※施設設備等支援タイプ、肥料コスト低減支援タイプ、施設園芸支援タイプ、りんご生産資材支援タイプ用

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体名

(2) 住所

(3) 事業実施主体の設立年月日

(4) 役員数

(5) 経営概要

(注) 1 法人の場合、(2)～(4)は登記事項証明書等の写しを添付することにより記載を省略できる。

2 任意組織の場合、(2)～(4)は規約等を添付することにより記載を省略できる。

3 個人の場合、(1)、(2)、(5)のみ記載すること。

(6) 対象農林水産物等の取扱状況

対象農林水産物等名	年間取扱量①	うち県産②	割合 (②/①)	うち契約取引③	割合 (③/①)

(注) 1 施設設備等支援タイプのみ記載すること。

2 「年間取扱量①」の欄は、対象農林水産物等の年間の処理、生産、又は供給量（t、kg、本等）を記載すること。

3 「うち契約取引③」の欄は、事業実施主体が卸売市場開設者等にあつては記載不要とする。

2 事業の目的

3 事業実施計画（実績）

(1) 事業内容及び経費配分

区分	対象農林水産物等	受益		事業内容 (規格、能力等)	事業量 (台数等)	事業費	負担区分		備考
		戸数	面積 出荷量 処理量等				県費	その他	
		戸	ha, t			円	円	円	
合 計									

(注) 1 「区分」の欄は、別表の区分のいずれかのタイプを記載すること。

2 「対象農林水産物等」の欄について、複数の農林水産物等を対象とする場合は併記すること。事業実施主体が卸売市場開設者等にあつては、「青果」「果実」「花き」「生鮮水産物」「冷凍水産物」「塩干その他」の該当する項目を記載すること。

3 「事業費」の欄は、「事業内容」ごとに消費税及び地方消費税抜きの額を記載し、消費税及び地方消費税は一括で記載すること。

4 「受益」の欄について、卸売市場開設者等にあつては出荷者を受益者として記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記載すること。

(2) 事業実施予定場所等

事業の内容 (設備等名)	導入予定場所	取得方法	取得予定時期	備考
	(市町村、番地等)		年 月	

- (注) 1 実績報告時は、表題及び項目に記載の「予定」を削除すること。
2 取得方法は、売買、改修など、導入等の方法を記載すること。

4 成果目標及び取組

(1) 成果目標及び具体的な数値等

成果目標	具体的な取組内容	現状値 (4年度) (A)	目標値 (7年度) (B)	増減率 (B)/(A) (%)	確認資料及び算出方法

(注) 確認資料及び算出方法には、現状値及び目標年度の実績値の確認資料名と目標値の算出方法を記載すること。

(2) 成果目標の達成に向けた推進体制

(3) 園芸施設共済事業、損害保険事業、果樹共済制度、農業経営収入保険等への加入（予定）状況

加入年月日（加入予定年月） 年 月 日

(注) 「施設園芸支援タイプ」及び「りんご生産資材支援タイプ」のみ記載すること。

5 設備等の年間利用計画

設備名	農林水産物等名	利用期間		利用日数		月別利用計画											年間取扱量	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
		月 旬 ～ 月	月 旬 ～ 月	日	日													

(注) 年間取扱量は、対象農林水産物等の年間の処理、生産、又は供給量（t、kg、本等）を記載すること。

6 各種制度資金の利用計画

(1) 農業近代化資金 借入資金額 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金 借入資金額 千円

(3) その他資金名（具体的な資金） 借入資金額 千円

(注) 県、市町村の負担を除く事業実施主体の負担において、借入計画がある場合は資金別に記載すること。

7 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

8 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分欄には、別表の区分欄のタイプを記載すること。

9 添付資料

- (1) 位置図（1/10,000～1/50,000の地図の設置場所を記載すること。）
- (2) 導入等を図る設備等の規模決定の根拠となる資料
- (3) 設備等（自走式の機械は除く）の配置図又は平面図
- (4) 導入等を図る設備等の作業体系図
- (5) 事業費の積算（概算設計）又は見積書（1者以上から徴取すること。）
- (6) 導入等を図る設備等のカタログなど規格・能力がわかる資料
- (7) 法人等が事業実施主体の場合、定款(又は規約等)及び直近の決算書等の写し
- (8) 農林漁業者の場合、青色申告書の写し
- (9) 認定農業者又は認定新規就農者の場合、認定農業者又は認定新規就農者であることが分かる証明書等の写し
- (10) しいたけ生産者の場合、植菌済みの原木や菌床を他県から購入している場合、植菌地を証明する伝票等の写し
- (11) 共同利用設備の場合、①管理運営規程等、②収支計画

(別添)

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	

(注) 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合は、本資料を添付すること。

別紙（第1号様式関係）

※畜産経営持続化支援タイプ用（酪農経営負担軽減対策）

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体名

(2) 代表者名

(3) 住所

2 事業の目的

3 事業実施計画（実績）

酪農経営体戸数	対象頭数①	補助金単価②	県補助金額①×②	備考
戸	頭	円	円	

(注) 対象頭数は、令和4年11月1日現在の経産牛の頭数とすること。

4 取組目標（実績）

(注) 酪農生産改善計画等取りまとめ表（国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要領（令和4年10月7日付け4農畜機第3901号承認）第5の1に基づき取りまとめたものをいう。）を準用すること。

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定等の写し

別紙（第1号様式関係）

※畜産経営持続化支援タイプ用（県産粗飼料安定供給対策）

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体名

(2) 代表者名

(3) 住所

(4) 公共牧場の概要

ア 名称

イ 所在地

ウ 総面積 (ha)

エ 利用面積 (ha)

オ 利用農家戸数

肉用牛： 戸、乳用牛： 戸

2 事業の目的

3 事業内容及び経費配分

区分	草地更新面積 (ha)	事業費	負担区分		備考
			県費	その他	
畜産経営持続化支援タイプ (県産粗飼料安定供給対策)		円	円	円	
合 計					

(注) 1 「事業費」の欄は、消費税及び地方消費税抜きの額を記載し、消費税及び地方消費税は一括で記載すること。

2 その他参考となる事項を備考欄に記載すること。

4 草地更新計画（実績）

作業工程	予定時期	資材・作業費	使用量・作業時間	単価	費用

- （注） 1 事業実施主体は、草地更新計画の作成を行うに当たって、あらかじめ関係する機関（市町村、農協、畜産農家等）と調整を図ること。
 2 実績報告時は、表題及び項目に記載の「予定」を削除すること。

5 成果目標及び取組

（1）成果目標及び具体的な数値等

成果目標（1つ以上にチェックをすること）	現状値 （令和4年度） （A）	目標値 （令和7年度） （B）	増減	確認資料及び算出方法
<input type="checkbox"/> 裸地率の低減（%）			(A)-(B)	
<input type="checkbox"/> 雑草率の低減（%）			(A)-(B)	
<input type="checkbox"/> 単位面積あたりの収量の向上（kg/10a）			(B)/(A)	

（注）確認資料及び算出方法には、現状値及び目標年度の実績値の確認資料名と、目標値の算出方法を記載すること。

（2）成果目標の達成に向けた推進体制

6 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

7 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

8 添付資料

- (1) 更新場所が分かる牧場の地図
- (2) 公共牧場の管理規程又は規約の写し
- (3) 実績報告時は、購入資材、草地更新作業及び事業実施前後の状況が分かる写真、購入等の金額が分かるもの（領収書、委託契約書等）の写し

番 号
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
交付決定前着手届

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施 主体名	施設 区分	事業量	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

第3号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業費補助金交付要綱第4第1号（第2号）の規定により申請します。

記

- (注) 1 記以下の記載要領は、第1号様式に準ずるものとする。
- 2 変更の場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略すること。添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り、添付すること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、同様式中「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」と書き換え、その時点における事業の内容等を記載すること。

第4号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

着手（完了）届

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業を 年 月 日をもって下
記のとおり着手（完了）したので届け出ます。

記

区 分				
着手年月日				
完了（予定）年月日				
施工箇所				
施工方法				
事業量				
事業費				
内 訳	県補助金			
	そ の 近代化資金			
	の 公庫資金			
	他 自己負担			
工事請負者氏名				

添付書類

入札願末書、契約書、約款、工程表の写し

第5号様式（第4、第9関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

市町村名・ 地区名		事業実施年度 令和 年度				令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業				区分			
地区										タイプ			
事業の 内 容			工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 主体	設備等	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 手 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							県補助金	その他					
計													
合計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第6号様式（第4関係）
 ※施設設備等支援タイプ用

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
 事業成果書

事業区分：
 事業実施主体名：

<事業実績>

区分	対象 農林水産物 等名	対象農林水産物等の取扱量			電力・燃料等使用量又は労働時間			備考
		年間取扱 量 ① (t)	左のうち県産取 扱量② (t) ※1	②の 増減率 (%) ※2	年間使用量(又 は労働時間) ③ (kw/年)	年間取扱量当たり使 用量(又は労働時間) ④ (③/①、kw/年/t)	④の 増減率 (%)	
事業実施前年度 (R4年度)				100%			100%	
事業実施年度(1年目) (R5年度)								
2年目 (R6年度)								
目標値 (R7年度)								

- (注) 1 数値の根拠資料を添付すること。
 2 年間取扱量は、対象農林水産物等の年間の処理、生産、又は供給量 (t、kg、本等) を記載すること。
 3 年間使用量(又は労働時間)及び年間取扱量当たりの使用量(又は労働時間)の単位は、年間取扱量の単位にあわせて変更すること。
 4 事業実施主体が卸売市場開設者等の場合にあつては、※1の欄は記載不要とし、※2の欄は、①の増減に読み替えて記載すること。

第6号様式（第4関係）

※肥料コスト低減支援タイプ用

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
事業成果書

事業区分：

事業実施主体名：

<事業実績>

区分	成果目標：				備考
	現状値 (R4実績)	目標値 (R7年度) (A)	実績値 (B)	成果達成度(%) ($B/A \times 100$)	
事業実施年度（1年目） (R5年度)					
2年目（R6年度）					
3年目（目標年度） (R7年度)					

(注) 各数値の根拠資料を添付すること。

第6号様式（第4関係）
 ※施設園芸支援タイプ用

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
 事業成果書

事業区分：
 事業実施主体名：

<事業実績>

区分	対象農林水産物名	作付面積(a)	生産数量 (kg、t、本等)	成果目標		備考
				具体的内容	事業効果	
事業実施前年度 (R4年度)						
事業実施年度(1年目) (R5年度)						
2年目 (R6年度)						
目標年度 (R7年度)						

(注) 各数値の根拠資料を添付すること。

第6号様式（第4関係）

※りんご生産資材支援タイプ用

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
事業成果書

事業区分：

事業実施主体名：

<事業実績>

(単位：a)

区 分	りんご作付面積			備 考
	合 計	うちわい化栽培面積 (支柱導入型)	うちわい化栽培面積 (トレリス導入型)	
事業実施前年度 (R4年度)				
事業実施年度(1年目) (R5年度)				
2年目 (R6年度)				
目標年度 (R7年度)				

第6号様式（第4関係）

※畜産経営持続化支援タイプ（県産粗飼料安定供給対策）用

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業
事業成果書

事業区分：畜産経営持続化支援タイプ
（県産粗飼料安定供給対策）

事業実施主体名：

<事業実績>

区分	成果目標 (1つ以上にチェックをすること)			備考
	<input type="checkbox"/> 裸地率の低減(%)	<input type="checkbox"/> 雑草率の低減(%)	<input type="checkbox"/> 単位面積あたりの 収量の向上(kg/10a)	
事業実施前年度 (A) (R 4年度)				
事業実施年度(1年目) (B) (R 5年度)				
2年目 (B) (R 6年度)				
3年目(目標年度) (B) (R 7年度)				
達成度 (実施年度と報告年度の比較)	(A) - (B)	(A) - (B)	B/A	

第7号様式（第4関係）

番
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業成果報告書

令和5年度に実施した青森県農林水産関連物価高騰等対策事業について、令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業費補助金交付要綱第4第8号の規定により、令和 年度の事業成果を報告します。

第8号様式（第4関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

（事業実施主体） 殿

住 所
名 称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、青森県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

注1 〇〇には、「売買」、「製造請負」などを記載すること。

2 この申立書において、青森県の機関とは、青森県庁の各部局の各課、各地域県民局の各部をいう。

第9号様式（第7関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策
事業費補助金（概算払）請求書

¥ —

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業費補助金として上記の金額を請求します。

<振込先>

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

番 号
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和5年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和 年 月 日 までに完了したもの		令和 年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完 了予定 年月日	
	円	円	%	円		

番 号
令和 年 月 日

青森県知事
地域県民局長 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者氏名

令和 5 年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 5 年度青森県農林水産関連物価高騰等対策事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注） 記以下の記載要領は、第 1 号様式に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。